

国際課税のケース・スタディ

マイナンバー制度と外国人の課税

税理士 高山 政信

[事例]

マイナンバー制度に係る法律が平成25年5月に成立し公布されているが、外資系内国法人であるA社は、外国の親会社から出向している外国人社員が勤務しており、これらの社員に給与を支払っている。今後、マイナンバー制度が利用開始となると、これらの外国人社員に対して日本人社員とは別の特別な措置が必要になるのか。なお、これらの外国人社員は、給与の一部を外国親会社から支給されていることから、毎年確定申告を行っている。

[ポイント]

- 1 マイナンバー制度の概要
- 2 本事例の適用関係

[検討]

1 マイナンバー制度の概要

(1) マイナンバー制度の根拠法

一般にマイナンバー制度といわれているが、政府の文書等では、「社会保障・税番号制度」と表記されている。同制度の根拠法は、次に掲げる関連4法案である。

- ① 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)
- ② 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号)

③ 「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)

④ 「内閣法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第22号)

そして、上記①の法律が略称として「番号法」といわれている。番号法は、全73条からなる法律で、同法に関しては、その逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室作成）がネット上にアップされている。

(2) 法律制定までの経緯

マイナンバー制度が制度化に至る経緯は、次のとおりである。

① 麻生内閣：平成20年9月24日から平成21年9月16日（在任期間以下同じ）

平成20年12月「平成21年度税制改正大綱」において納税者番号制度の導入が検討事項となつた。

② 鳩山内閣：平成21年9月16日から平成22年6月8日

平成21年12月「平成22年度税制改正大綱」において番号制度の導入が言及されている。そして、平成22年2月に「社会保障・税に関する番号制度に関する検討会」が設置されている。

③ 菅内閣：平成22年6月8日から平成23年9月2日

平成23年6月に政府・与党社会保障改革検討本部は「社会保障・税番号大綱」を決定した。

④ 野田内閣：平成23年9月2日から平成24年12月26日

平成24年11月16日に衆議院が解散し、マイナンバー関連3法案が廃案となる。

⑤ 安倍内閣：平成24年12月26日～

平成25年3月1日にマイナンバー関連4法案が閣議決定され国会に再提出された。そして、平成25年5月24日に参議院本会議においてマイナンバー関連4法案が可決、成立し、同年同月31日にマイナンバー関連4法が公布された。

以上の経緯からみて、マイナンバー制度は、当初、納税者番号制度の検討から始まり、民主党政権下において、社会保障・税番号として議論され、政権が交代した後に法律が成立したのである。

(3) 番号法の適用

番号法では、個人及び法人に対して、番号が付されることになる。これは、平成27年10月から個人番号と法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されることになる。

本事例は個人の件であることから、番号法に基づいて個人番号が付される者であるが、基本的に住民票を有する全員に付番されることになる。例えば、住民票を有する個人が、平成27年10月の番号取得後に外国に転出し、その後再入国した場合、番号の変更はない。また、平成27年10月に外国に居住し、日本に住民票を有していない者（例えば、平成27年10月以前から数年間外国に勤務していた日本人社員の場合等）が、日本に帰国した場合、帰国後に住民票を作成した段階で番号を取得することになる。

(4) 法人番号

上述の個人番号は一般にマイナンバーといわれるが、個人以外の法人に対しても法人番号が付番される。法人番号は、会社法等の法令により設立登記をした法人の場合は、商業登記法に基づく12桁の会社法人等番号の前に1桁の検査用数字を加えた13桁の番号になり、平成27年10月以降、国税庁長官から通知されることになる。

具体的な法人番号の利用は、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号の記載が必要になる。

2 本事例の適用関係

すでに述べたように、平成27年10月から個人番号の通知が始まる。この付番の対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本国籍

を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人である。

本事例の外国人社員は、日本に数年勤務した後に国外に転出する者であることから、上記の中長期在留者に該当するかどうかということになる。本例のような外国人の場合は、住民票ではなく、これまで「外国人登録証明書」が市区町村により交付されていたが、平成23年12月26日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」の規定により、「外国人登録制度」が廃止されて「在留カード」に改正され、従前の入管法と市区町村による二元管理ではなく、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度となっている。

また、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年7月15日公布：平成24年7月9日施行）により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられた。その対象となる外国人は、在留カード交付対象者（中長期在留者）、特別永住者等である。

中長期在留者に該当しない者は、観光目的で日本に短期間滞在する外国人、3月以下の在留期間が決定された人、短期滞在の在留資格が決定された人、外交又は公用の在留資格が決定された人、在留資格を有しない人等であることから、本事例の外国人社員には、個人番号が付番されることになり、日本人社員と同様になり、確定申告書或いは調書等に個人番号の記載が必要になる。